

1 調査結果の分析① ― 分別収集導入時の見込み回収量等 ―

令和3年5月に実施した「家庭ごみ排出実態調査結果」と「令和2年度ごみ収集実績」を基に、分別収集を導入した場合のプラスチック収集量と家庭ごみ量・資源化率への影響を推計した（表1）。

表1 プラスチック見込収集量とごみ量等への影響

推計項目	現状 (令和2年度実績)	容器包装プラのみ 分別収集した場合	全プラ(容器包装+製品プラ) を分別収集した場合
プラスチック収集量	36t	1,963t	2,650t
ごみ量合計 (可燃+不燃+粗大)	55,510t	53,583t(▲3.5%)	52,895t(▲4.7%)
資源化率	19.3%	22.1%(+2.8ポイント)	23.1%(+3.8ポイント)

※収集したプラスチックのうち、約2割は不純物等となり、資源化対象外となる。

※括弧内は現状（令和2年度実績）と比較した値

＜収集量における参考値＞

東京都の「プラ製容器包装等・再資源化支援事業（補助金）」において、新たに分別収集を実施する場合、9.8kg/人・年（全プラ実施時）の収集量が目標値として定められている。これを令和4年4月1日現在の区の人口（276,800人）で換算すると、**約2,700t/年**の収集量となる。

2 調査結果の分析② ― 温室効果ガスの削減効果 ―

分別収集したプラスチックの再商品化手法（リサイクル手法）が、仮に「材料リサイクルとケミカルリサイクルの併用」の場合、表2で示すCO₂削減効果が期待される。

表2 分別収集導入によるCO₂削減効果

収集品目	CO ₂ 削減効果(/年)
容器包装プラスチックのみ	2,111t-CO₂ ⇒ 区全体として 0.19% 削減、廃棄物分野として 5.4% 削減
全プラ(容器包装+製品プラ)	2,854t-CO₂ ⇒ 区全体として 0.26% 削減、廃棄物分野として 7.3% 削減

※墨田区CO₂排出量は年間110万t、うち廃棄物分野は3.9万t排出

※材料リサイクルとは、プラスチックをプラスチックのまま原料にして新しい製品を作る手法のこと

（例：プラスチックを破砕・加工処理し、パレット（物流に用いる荷役台）を生産）

※ケミカルリサイクルとは、プラスチックに圧力や熱を加えて、元の石油や基礎化学燃料に戻して再利用する手法のこと

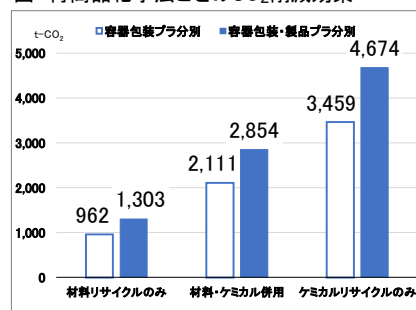
（例：高炉還元剤化、コークス炉化学原料化、ガス化、油化）

＜推計方法について＞

分別収集を行った場合の温室効果ガス削減効果は再商品化手法によって異なる。また、容器包装リサイクル法に定める指定法人（公益財団法人日本容器包装リサイクル協会）に再商品化を委託した場合、再商品化事業者は入札により決定されるため、**市区町村は再商品化手法を選択することができない。**

このため、本調査では、「材料リサイクルのみ」「材料・ケミカルリサイクル併用」「ケミカルリサイクルのみ」の3ケースの再商品化手法に分けて削減効果を推定した（右図）。

図 再商品化手法ごとのCO₂削減効果



3 区民アンケート調査結果（抜粋）

プラスチックごみの減量と資源化に関する区民アンケート調査結果

令和3年6月実施 住民基本台帳から無作為抽出し2,000世帯に送付
郵送による回答 回答数（率）：1,091通（54.7%）

○容器包装プラスチック分別収集の導入

実施すべき44.6%、実施すべきでない18.6%

→実施すべきと回答した理由

- ・ごみ減量や温室効果ガスの削減につながる。
- ・区民のリサイクル意識のさらなる向上につながるから。
- ・環境にやさしい施策ならばやるべきである。

→実施すべきでないと回答した理由

- ・分別の手間が増える
- ・現在の処理方法（焼却）の方が、効果的・効率的である。
- ・得られる効果が良くわからず判断できない。

○容器包装プラと製品プラの一括した分別回収の導入

実施すべき30.2%、容器包装のみで十分33.8%、必要ない7.1%

○主な自由意見

- ・プラスチックの分別回収には賛成だが、汚れを取り除くことが難しい場合があるので、どの程度洗えばよいか例示してほしい。

4 廃プラスチックの分別収集導入に係る実施方針・実施時期

（1）実施方針

現状、プラスチックごみは燃やすごみとして収集し、サーマルリサイクル（熱回収）を行っているが、令和4年4月施行のプラスチック資源循環促進法では、容器包装プラスチックだけでなく、製品プラスチックも含めた分別収集が市区町村の努力義務となっている。

SDGs 未来都市、すみだゼロカーボンシティ2050宣言の実現をめざす本区として、以下の実施方針に基づき、プラスチックの分別収集を実施する方向で、より具体的な検討を進めていく。

＜実施方針＞

- ①容器包装プラスチックだけでなく、製品プラスチックも含めた全プラスチックを対象とする。
- ②プラスチックの日（仮称）を新しく設定し、週1回収集する。
- ③テスト地区実施や一部地域先行実施等を行い、分別収集地区を順次拡大していく。

（2）実施時期

分別収集・再資源化の実施時期については、現在、国や都に財源措置も含めた支援を要望しつつ、先行している他区の実施状況も参考にしながら課題を整理し、事業の実施までのスケジュールを検討している。廃棄物減量等推進審議会での意見を踏まえ、議会に報告し、令和6年度中の実施をめざす。